

環境影響評価書案審査意見書

「(仮称) 東京港臨港道路中防内 5 号線、中防外 5 号線及び中防外 3 号線道路建設計画」に係る環境影響評価書案について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 57 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事
舛添 要一

記

第 1 対象事業

- 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称：東京都
代表者：知事 舛添 要一
所在地：東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
- 対象事業の名称及び種類
名 称：(仮称) 東京港臨港道路中防内 5 号線、中防外 5 号線及び中防外 3 号線
道路建設計画
種 類：道路の新設
- 対象事業の区間
起 点：中央防波堤内側埋立地
終 点：中央防波堤外側埋立地

第 2 意 見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【大気汚染、騒音・振動共通】

工事の完了後における予測の対象時点を平成 37 年度としているが、供用が開始される平成 32 年度についても予測すること。

また、将来交通量は、大気汚染及び騒音・振動の予測の基礎となることから、その推計について現況の交通量を勘案し、より詳細に記述すること。

【大気汚染】

- 1 工事の施行中及び工事の完了後の予測において、車種別排出係数などの予測条件等を設定した根拠が不明確なものもあることから、これらを選択した理由について、その特徴を示すなどして明らかにすること。
- 2 工事の施行中及び工事の完了後の評価において、最大着地濃度地点では、本事業による寄与率が高いことから、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討すること。

【騒音・振動】

- 1 建設機械の稼働に伴う騒音について、計画道路及びその周辺は、「環境確保条例」における勧告基準は適用されないが、評価の指標を大幅に超えていることから、より一層の環境保全のための措置を検討し、建設作業騒音による環境負荷の低減に努めること。
- 2 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音について、騒音レベルの増加分はわずかであるため影響は小さいとしているが、計画地周辺の道路交通騒音は現状でも環境基準を超えている地点がある。また、工事完了後の自動車の走行に伴う道路交通騒音についても、計画道路及びその周辺は、「環境基本法」における環境基準は適用されないが、評価の指標を超えていることから、より一層の環境保全のための措置を検討し、道路交通騒音による環境負荷の低減に努めること。

【水質汚濁】

工事の施行中における解析解による濁り（SS）の予測は、グラブ浚渫船のSS発生原単位や汚濁防止膜等によるSS除去率など、前提条件による予測の不確実性が想定される。このことから、事後調査を確実かつ適切に行い、その結果によっては、必要に応じて新たな汚濁防止対策をとること。

【生物・生態系】

鳥類及び水生生物への影響を最小限にとどめるため、低騒音型の工事用機械の採用や汚濁防止膜の使用などの環境保全のための措置を講じているが、現地調

査では、注目される種が確認されている。このことから、事後調査において、事業の実施に伴う影響を調査し、必要に応じて更なる環境保全のための措置を検討すること。

また、生態系に係る説明が不足していることから、他の環境影響評価の項目との関連も含めて、これを記述すること。